

(前回追加資料)

平成18年10月10日（火）

金融庁

資料1 「支払等登録の申請の承諾請求権」と「同期的管理」について

法制審中間試案では、「支払等をする者は、債権者等に対し、支払をするのと引換えに、支払等登録の申請をすることについて承諾すべきことを請求することができる」とされている。

しかし、電子登録債権の支払が金融機関口座間の送金によって行われる場合、送金が行われるため、債権者が入金を確認したにもかかわらず承諾をしなかったり、承諾しておきながら債務者からの申請が行われる前に第三者に譲渡してしまう可能性(二重払いの危険)がある。

したがって、承諾請求権があるからといって、同期的管理の重要性が低下するものではない。

(参考) 法制審中間試案

第4 電子登録債権の消滅等

3 支払等の効力と支払等登録との関係

(3) 支払等登録の申請の承諾請求権

- a. 電子登録債権について支払等があった場合には、当該支払等をした者は、当該電子登録債権の債権者、質権者又は差押えをした債権者（以下「債権者等」という。）として登録されている者に対して、当該電子登録債権の支払等登録の申請をすることについて承諾すべきことを請求することができるものとする。
- b. 電子登録債権に係る債務の支払をする場合には、aにかかわらず、当該支払をする者は、債権者等に対し、支払をするのと引換えに、支払等登録の申請をすることについて承諾すべきことを請求することができるものとする。

(注)「支払等」とは、支払、相殺等の債権の消滅原因事実を指すものである。

資料2 同期的管理の重要性(補足)

○ 管理機関において、何らかの同期的管理の方法が必ず提供される必要性があるのではないか。

・ 同期的管理が行われない場合、債務者による支払が行われたにもかかわらず支払等登録がされず放置される期間が生じることになる。この期間中に第三者に譲渡されれば、二重払いの危険が生じ、または取引の安全を害することになるため、法制審では、同期的管理が必要だという議論が進められている。

・ 「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理(座長メモ)」(平成17年7月6日)においても、同期的管理が確保される必要があるとされている。

・ 同期的管理の方法を提供する管理機関が、仮に同期的管理を誤って支払等登録を行えば、不実の登録の責任を負うこととなり、利用者保護に資する。

・ 同期的管理を必要としない利用者(例えば同一グループ内企業など)に限定した管理機関を認めることについては、同期的管理を必要とする第三者(例えばグループ外企業)が債権者・債務者になる可能性があり、その場合、二重払いの危険があるなどの問題がある。

(参考)

・法制審中間試案

第4 電子登録債権の消滅等

4 支払等登録

(2) 管理機関による登録

a. 管理機関は、支払等登録の申請があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

①～③ (略)

b. 管理機関が電子登録債権の支払に係る送金手続をする場合には、管理機関は、入金手続を終えた後(債権者の支払先口座に入金がされたことを確認した後)、直ちに、当事者の申請によらずに、(1) b. ②から⑥までの事項及び登録日を記録しなければならないものとする。

(注)管理機関が、送金手続と当事者の申請によらない支払等登録の同期性を確保するために、業務規程で支払期日後の一定期間のみについて譲渡登録を禁止することもできると考えられる。

・「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理(座長メモ)」

(電子債権に関する資金決済)

電子債権の履行に基づく電子債権管理機関における電子債権原簿上の決済完了の登録については、当事者間の資金決済との間に不整合を生じさせない同期的管理を行う必要がある・・・
(以下略)

(電子債権の決済と原簿上の決済完了の登録)

電子債権の履行に基づく電子債権原簿上の決済完了の登録に当たっては、当事者間における決済を確認したうえでこれを行う必要がある、電子債権管理機関における電子債権原簿上の決済完了の登録と資金決済との間に不整合を生じさせない同期的管理が確保される必要がある。